3月 市議会

市提案の知立市文化芸術推進基本計画 新たな文化芸術の創造と普及をめざす

基本理念は「知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり」

知立市は３月市議会に、知立市文化芸術推進基本計画を提出しました。基本計画は、２０１８年３月市議会で議決された知立市文化芸術基本条例に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するとしています。計画期間は、21年度を初年度とし概ね10年（30年度）で、５年に１回程度、見直すとしています。

文化芸術はまちづくりになくてはならない力

計画の基本理念は次の通りです。「文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみやや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミニュティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりになくてはならないものです」と述べ、「文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ発展させるとともに新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、『知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり』を目指す」としています。

文化芸術は生まれながらの権利（文化権）

計画は、８つの基本方針（要旨）に基づき施策を推進します。

①市民等の自主性・創造性が尊重され、多様な活動を促進します。

②**文化芸術は生まれながらの権利（文化権）**文化芸術の創造、鑑賞等の環境を整備をします。

③先人から引き継いだ文化芸術の保存・記録・継承します。

④広く文化芸術が情報発信され、交流が促進されるよう配慮します。

⑤文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、学校、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の連携を図ります。

⑥文化芸術により生み出される様々な価値を、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生などに活用します。

⑧近隣市町と機能分担や連携、様々な市民や文化芸術関係者との協働により文化芸術環境の充実を図ります。

基本施策と重点施策

施策は基本・重点施策で構成。

【基本施策】①誰もが鑑賞・参加・創造できる環境づくり、②歴史・文化財を大切にするまちづくり、③文化芸術を支える基盤づくり

【重点施策】①子どもが様々な文化芸術に親しむことができるまち ②「知立の山車文楽とからくり」の継承・活用 ③障がい者の文化活動の機会充実 ④文化芸術を通じた多文化共生の試み、⑤多様な情報発信

日本共産党の佐藤議員は本会議質疑で、文化芸術を生まれながらの権利（文化権）とした点を評価し、高齢者・障害者施設への演奏等の出前鑑賞会を提案。多文化共生では、外国人との交流促進で新たな文化創出の可能性があるのではと期待できると評価しました。

日本共産党 知立市議団

佐藤 おさむ

山屋敷町東山８－１１
TEL・FAX 83－２３８９

牛野 北斗

昭和7-1　４２-１０２
TEL８９－２３７７
swushino@hokutowell.net

弁護士による 無料法律相談

◎毎週土曜日　午前10～12時
（一人30分まで）
◎場所：日本共産党知立事務所
（知立市牛田町牛田境26－5）
◎お申し込みは
市会議員まで ⇒